

令和6年度第4回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和6年10月29日（木） 午後7時00分～午後7時50分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之委員 蒔田春香委員 沢西欣哉委員 田中明美委員 池邊照彦委員
波田桃子委員 鹿島洋子委員 大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、児童青少年課長、こども家庭センター長、
福祉保健部健康課長
保育・幼稚園係長、施設給付係長、子育て支援課主査、児童青少年係長、
こども政策係長、母子支援係長、こども家庭センター主査、健康課主査

欠席者 坪田のりこ委員 森山健史委員 小野寺桃子委員

傍聴者 1名

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の素案について
- 3 その他
- 4 閉会

1. 開会

・会長

本日は足元の悪いところご出席賜り、誠にありがとうございます。

それでは定刻を少し過ぎましたが、ただいまより令和6年度第4回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は〇〇委員が欠席、また〇〇委員が遅刻、もしくは欠席の可能性があるという旨、事務局に連絡が届いております。

なお、現在委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。それでは、事務局より本会議での議題内容等についてのご説明をいたします。

・事務局

それでは、私から本会議での議題内容等に関しまして、説明させていただきます。なお、本会議の議事録作成のため会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきくださ

い。

本日の議題内容等についてです。お手元にご配付させていただきました次第の通り、

2. 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の素案

3. その他

でございます。

あわせて前回第3回の会議録を配付させていただいております。

内容をご確認いただきまして、お気づきの点ございましたら、恐れ入りますが11月1日までに事務局にご連絡いただけたら幸いです。以上でございます。

・会長

それでは、これから本会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

・事務局

いらっしゃいます。

・会長

本会議に対し傍聴される方がいらっしゃいますのでこれを許可いたします。以上お願いいたします。

ありがとうございます。傍聴の方は着席されましたので、事務局の方から配付資料等の確認をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否を表さない、また、騒ぎ立てるなどの議事を妨害しないこと等の事項をお守りいただけるように、よろしくお願い申し上げます。

・事務局

それでは配付資料について確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料はございません。本日ご配付の資料は一点でございます。

資料1 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）

以上でございます。

・会長

事務局から資料等につきまして説明がありました。不足等ありましたら、挙手にてご発言をお願いいたします。大丈夫ですね。

それでは次に「次第2 東久留米市子ども・子育て支援事業（素案）について」です。事務局よりよろしくお願いいたします。

2. 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の素案について

・事務局

はい、それでは第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明させていただきます。

本計画につきましては、前回の会議で第2期の子ども・子育て支援事業計画をベースにした第3期計画の骨子案をお示しさせていただきました。本日お渡ししております資料につきましては、前回の会議の中で委員の皆様方からご指摘いただきました点を内部で検討させていただきました。反映できるところは反映し、さらに前回未記入だった部分についても記載したというものになってございます。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たりましては、国から子ども・子育て支援法に基づく基本指針が公表されておまして、第1期、第2期の事業計画ともその指針に基づきまして作成をされております。

今回、第3期の支援事業計画策定に当たりましては、この基本指針が令和6年9月30日付で改正をされまして、令和7年4月1日から適用ということになったことから、この改正内容を反映し、作成しております。

また量の見込みの算出等の考え方、いわゆる3期の手引きのバージョン2が10月10日に示されまして、子ども・子育て支援法改正による新規の事業、これは妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、また産後ケア事業についても、量の見込みや確保方策の算出方法が示されたことから、それに基づきまして今回の計画の中に取り込んでおります。

それでは、国から示された子ども・子育て支援法に基づく基本指針の主な改正内容について概要を説明し、基本計画へ反映したところを説明させていただきたいと思います。

まず、計画書の素案の31ページをお開きいただけますでしょうか。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた妊婦等包括相談支援事業につきまして、その指針での位置づけを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みを設定する際の参酌基準等が設定されました。

今回の計画では、31ページの下段にありますように、（1）利用者支援に関する事業の中で事業を追加し、次のページの32ページで量の見込みを記載させていただいております。

続きまして、44ページをお開きください。法改正により地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた産後ケア事業について記載をすることとなっております。

これにつきましては、ご覧のページの（17）産後ケア事業として事業を追加しております。同じページの44ページ、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに定義がされました、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）につきましても、基本指針への位置づけを行うこととなりました。

これにつきましては、第3章基本事項の中で（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）として事業を追加しております。

次に、49ページをお開きください。こちらは児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして、児童発達センターが障害児支援の中核的役割を担うと明確化されたことを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際しまして、関係者が連携協力して地域社会への参加および包摂を推進すること等が規定されました。

これに対しまして、ご覧のページ第4章その他の事項に子どもに関する専門的な知識、および技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携としまして、特別な支援を要する子ど

もへの施策の充実を具体的な事業と併せて記載させていただいてございます。

ここまでが国の基本指針の改正に伴う計画への反映でございます。

続きまして、令和4年の児童福祉法等の改正、また令和6年の子ども・子育て支援法等の改正によりまして、新たに地域子ども・子育て支援事業に加えられた事業に関する量の見込みと、確保方策について説明をさせていただきます。

ページ少し戻りまして、31ページまでお戻りいただけますでしょうか。

このページの中に、地域子育て相談機関を記載してございます。こちらは令和4年に児童福祉法等の改正によりまして、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとされております。

市内児童館等が身近な相談機関である地域子育て相談機関として、相談対応を行えるよう検討を進めてまいります。

次に、32ページになりますが、妊婦等包括相談支援事業でございます。妊婦等包括相談支援事業の見込みにつきましては、事業の実施拠点数ではなく、妊娠届出数から対象者数を算出した上で、妊婦とその配偶者あたりの面談回数をかけることによりまして、相談支援のニーズを見込みました。

本事業は、令和4年度より出産子育て応援交付金の伴走型相談支援として実施している事業を制度化したものでございます。

次に34ページをご覧ください。本ページの下段でございます。子育て世帯訪問支援事業、こちらは市町村が支援の必要があると認めたと者を対象としていることから、利用希望把握調査等、ニーズ調査等によらず、要保護児童および要支援児童等の数字を勘案して算出することとしております。

なお、この子育て世帯訪問支援事業は、同じページの(5)養育支援訪問事業の中から、家事育児支援の事業から独立して移行していったものでございます。

次に、44ページでございます。先ほど基本指針の中でも触れましたけれども、産後ケア事業でございます。今年度の産後ケア事業の利用実績、それから今後の出生数をもとに設計するというふうには示されておりますが、今年度の利用実績の数を精査するため、今回の素案の中では数値は入れておりません。

法の改正に基づく、追加分は以上です。

次に、計画書46ページをお開きいただけますでしょうか。この46ページから始まる第4章につきましては、前回の骨子案から加えられたページとなっております。

第5章その他の事項は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の任意記載事項というふうには位置づけられる項目でございます。

記載が必須とされている教育保育および地域子ども・子育て支援事業以外で、市で実施する子ども・子育て支援施策を記したものでございます。

55ページからの第5章計画の推進をめくっていただきまして、57ページに3持続可能な開発目標(SDGs)についてのページを追加いたしました。東久留米市では、第5次長期総合計画の基本構想におきまして、まちの将来像を実現するために5つの基本目標を定め、基本目標を達成するための諸政策を基本的な施策として展開をしているところです。

子ども・子育て支援事業計画におきましても、様々な子育て支援政策の推進へSDGsの支援を取り入れてまいりたいと思っております。

第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）の説明は以上でございます。

なお、60ページ以降の資料編は、資料の詳細は省略しパブリックコメントにかけていきたいと考えているところでございます。続きまして、今後のスケジュールについて簡単にご説明させていただきますと思います。

本日、この会議の中でいただきましたご意見を反映いたしまして、第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）を確定しまして、パブリックコメントを12月の下旬から下旬の期間で、実施したいと考えております。そのうち、パブリックコメントを経ました答申案につきまして、1月の子ども・子育て会議でご議論いただきまして、1月中には答申案をご提出いただくスケジュールを進めていきたいと考えているところでございます。

パブリックコメントの実施につきましては、本計画の策定に当たりまして、市民の皆様から広くご意見をいただく手続きでございます。

事務局からは以上でございます。

・会長

ありがとうございました。前回のところで骨子案を皆さんに既に見ていただいておりますので、時間の関係もございましてその部分については、ご認識、ご了承いただいているという前提で、今回特に、法改正によるものの修正を前半の方に述べられて、皆様には、46ページ以降ですかね。第4章のところ、新しく前回の骨子案から追加された内容ですかね。こういうところを中心に見ていただければ。または、これってどういう意味なんだろうな、というところをご意見いただければと思っております。

ちょっとお時間を頂戴して中身を、皆様初見だと思いますので、5分ほど黙読していただいでよろしいでしょうか？

事務局の方で4章以降、4章、5章で何か追加でお話したいこととかございますか。

この項目立てに関しては、今走っている事業計画と同じものでございまして、中身の作文のところについては、今回新しい内容に書き直しているというような形になっています。

・事務局

あと、最後に説明しましたSDGsにつきましては、2期までの計画には入っていなかったのですけれども、新しく、掲載したものです。

・会長

そうですね、時代の流れとしてしっかりとSDGsの達成目標を明確にするというのは、非常に重要な視点かなと思います。

皆さんいかがでしょうか。4章以降のところ何か気になったみたいな、更にご説明いただきたい点等ございますか。

私の方からは、これは意見でございますが、49ページのところ、私自身、障害が専門でございますので、この特別な支援を要する子どもへの施策の充実ってところが非常に興味を持って読ませていただいたところです。特に、今年度より医療的ケア児、通称「医ケア」と言われているお子さんですね。そういった方を積極的に支援していくということは言われていますし、また、ページをめくっていただきまして50ページにいきますと、学童保育における特

別な支援を必要とする児童生徒の受け入れをしていくということですので、ぜひこの辺りは充実していただきたいというふうに思っているところでございます。

何かそのあたりで補足はありますか。意見あたりはいかがですか。特にないですか。

・事務局

はい。

・会長

委員の皆様、いかがでしょうか？

児童虐待ネグレクトを含めたところにおきましても、健康診断等で、学校と児相と連携し、こういった防止対策の充実ですね。一般的に言われることですが、健康診断を行っているというケースがあれば、それはわかりますけれども、逆に言うと、DVを受けている児童生徒に関しては健康診断を受けない可能性もあるわけですよ。それを指摘されて、親からまた同じような虐待を受ける可能性もあるというところもありますので。この辺り、慎重な判断と連携が必要かなと個人的には思っているところでございますが。

どうでしょう、〇〇委員いかがですか。何かございますか。

・委員

いや、特にないですかね。

・会長

お隣、専門的な立場からいかがでしょうか。

・委員

非常に瑣末（さまつ）な話で申し訳ないのですが、この特別な支援を必要とする子どもへのというところで、その早期発見のところ、この枠の中の一番上ですね。臨床心理士による心理経過観察健診や、とあるんですけども、今、臨床心理士が民間資格で公認心理師が国家資格になっていて、公認心理師の方もたぶん入っているじゃないかと思って。私自身が心理職で気になってしまいました。

・会長

こちらは、正確を期すためには「等」を入れれば賄えることでよろしいですかね。

・委員

「等」でいいと思います。

・会長

後で事務局、確認はできますか。今は確認できますか？

・事務局

ご指摘ありがとうございます。こちらに記載の事業に関しましては、健康課所管事業でございまして、今現在、相談対応にあたっているのは公認心理師になります。

・会長

ということですので、委員ご指摘の通り、公認心理師は含まれているはずですので、ここには臨床心理士「等」と入れた方がいいという判断でよろしいですかね。

ありがとうございます。貴重なご指摘ありがとうございます。他に何かございますか。大丈夫ですか。

・委員

大丈夫です。

・会長

せっかくなので、マイクお隣に回していただいて。

・委員

この書面に関してということではないのですが、このように法が整理されて着々とこの支援の体制が整っていく中で、親戚が小さいお子さんを育てていて、今小学校2年生と幼稚園の子と、あと乳児で。実際に出かけるときに、東久留米に住んでいるわけじゃないのですが、出かけるときにとっても大変だって言っていて。いろいろ整備がされていても、現実のお母さんは、すごく大変な思いをしているんだなっていうのをちょっと感じて。

その彼女が支援を求めている方と支援ができる方との、マッチングアプリがあるといいなっていうことを言っていたので、何かの機会にお伝えできたらと思って今、発言をさせていただきました。現実には、お母さんはやっぱりすぐ手が欲しい、すぐ助けてほしいという、気持ちがとても大きいんだなっていうのを感じましたので、お話をさせていただきました。

・会長

はい、ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。今すぐ人手が欲しいというときに、こういうのがあると非常にいいかなと思う反面ですね、今日も北海道の方で事件もあった通り、アプリというものについては、なかなかいろいろと、とり決める必要もあるところがございますし、ましてや支援をする側もお子さんですので、抵抗できるわけではないということもあるので、その辺り慎重な判断とシステム作りが必要かなと思っております。

ただ一方で、今すぐ人手が欲しいというそういう気持ちは本当にあるんじゃないかなと思います。ありがとうございます。そういうふうには何か情報とかでも結構でございますので、一言お願いいたします。

・委員

はい。情報とかではないんですけども、この中のひとり親家庭の支援とか、労働と子育ての両立のための男性が育休を取ったりそういうのがどんどん活発になってくると、保育園とか

も預けやすくなるし、子育てがしやすくなるのかなと。今〇〇委員が言ったように、どこにも預けるところがないっていうよりも、夫婦で協力し合って夫が見るとか、そういうので地域の人も協力し合っていくと、どんどん子育てがしやすくなるのかなと思いました。

・会長

はい、ありがとうございます。今、〇〇委員がご指摘の通り、たぶん54ページの具体的な事業のところ、表の一番上の辺りかなと思います。私、以前所属していました男女平等推進委員などでは、こういったところを非常に熱心に生活文化課中心にやられていますけども、子育て支援課の方で何か具体的に、こういう啓発活動を行った経緯があるとか、事案があるとか、さらにはどのようにこの制度を充実するために頑張るのか、そのあたり何かご意見ございましたらお願いいたします。

・事務局

はい。子育て支援課に関わるということですね。主に保育園についてご紹介させていただきますと、既に現時点で例えば保護者の中でお父さんが送迎に来るとするのは、日常的に見られている風景にはなってきているところでございます。そういった中で、保育現場としましては、保護者会等の際に、お父さんがもし参加しにくいような空気があれば、そういった面を取り除いていけるように、環境を整えていく啓発していく、そういったような取り組みをしていくというところでございます。

・会長

ありがとうございます。問題は、行って空気がわかるというよりも、行くか行かないかの問題じゃないかなと個人的には思っていて、例えばですけど、この間選挙がありましたけれども、朝サラリーマンの方が電車乗って行きますよね。

そのときに政策を、エレベーターの所でお配りするのも、ダイレクトに届く一つのわかりやすいやり方かと個人的には思っていますので、いかにこの男性の方々が家事育児介護、また、それは強いて言えばお母さんのレスパイトになったり、そういったところに繋がっていければいいかな、というふうに思っておりますので、またぜひ皆様からのご意見も頂戴しながら、これまで以上に頑張ってください、というふうに思います。どうもありがとうございます。

では、委員どうですか。こちらいきましょうか？

・委員

はい。学童保育の話で思っていたのですが、たまたま私の孫が学童保育を利用させていただいてまして。夏休みのものすごい猛暑だったこの夏に通わせていただいていたんですけども、90人の生徒さんをお預かりしている、というお話を聞いて。90人の学童の生徒さんに対して担当の先生は何人かなって聞いてみたら、4名で対応していると伺ってものすごく驚きました。40度近い猛暑の中、子どもたちは一体どうやって丸一日過ごしているのか娘を通して聞いてみたんですけども、あまりの暑さに外遊びも禁止、お水遊びもできません。90人が部屋の中に一日、小学生がいる。ちょっと想像ができなかったんですけど。そんな中で、心配な気になるお子さんもいたりとかして、その先生方も、大変というか、たぶんどんなに見て

いても見きれないんじゃないかなと、思ってしまったんですね。先生方の負担も相当すごいと思いますし、何しろこの異常なほど暑かった夏を怪我もせず、見ていただき本当に感謝の気持ちでいっぱいなんですけれども、もう少し人員配置というんですかね。学童保育はもう絶対不可欠なものなので、質の良さは娘を通して十分にわかっておりますので、もうちょっと人を増やしていただけたらいいんだろうなって、おばあちゃん的には思っております。

・会長

ありがとうございます。では、〇〇委員どうでしょう。

・委員

知識がなくて大変恐縮なんですけれども、50ページの特別支援教育の実施。特別支援教育コーディネーターというのは、具体的にどのような役割というか、何をされている方々なんですかね。

・会長

特別支援教育コーディネーターの役割、またはどういったことをされているのか、事業の内容、右側1段目、2段目ですかね。

・事務局

はい。本日、欠席されている統括指導主事が本職で、今日いらっしゃらないので、確認しまして、次回ご説明をさせていただけるようにいたします。

・委員

ありがとうございます。

・会長

もしよろしければ、この後発言をしようと思っていましたけれども、改めてこちら、素案を読んでいただいて誤植とかご不明な点がございましたら、事務局に確認するという作業を行う予定でございます。

正確を期した方がよろしいと思いますので、メールで皆さん全員に特別支援教育コーディネーターというものがどういうものであって、どういうことをしているのかということ共有していただくということによろしいですか。

・事務局

かしこまりました。メールでご回答させていただきます。

・会長

はい。貴重なご意見ありがとうございました。では、はい。

・委員

二つあるんですけれども、さっきのお父さんのことなんですけど、周りでそういう話があった。生まれる前にパパも参加の、パパが何かお腹につけるとか、生まれてくる赤ちゃんこんな感じだよっていう話をする場が一回だけあるんですけど、産後は一回もないよねって話にこの前ママたちとなって。やっぱりわかってないパパが多すぎて、やっているパパと、その差がすごくて。やっているパパはすごく熱心にたくさんお勉強されてやっているんですけど、まだまだわかっていないパパとか、あまりにも多くて、結構ママたちが大変で。産後のパパが子育てに関してもそうだし、ママたちがこんなに大変なんだよとか、そういうのが産後、体のこともそうだし、そういうのを学べる場があると、行く行かないにもなってしまいうんですけど、そういうのがあれば、連れて行きやすい。そういう企画さえあれば。なので、そういう場があったら嬉しいなということと、あと、学童保育の人数の話があったんですけど、学童保育ではないんですけど、今うちの子が通ってる幼稚園で、支援が必要な感じのお子さんが出て、うちはそのクラスではないんですけど、そのクラスのママが、その子に手を取られていて、担任の先生がうちの子を見てくれない。先生が大変だとは思っただけど、もう少し何とかならないのかなと、確かにそうだなとも思うし、補助の先生を一人追加するとか、何かやり方があるんじゃないかなと思っていて。その学童保育も未知の世界なんでよくわかっていないんですけど。二人につき職員一人配置だと、その二人がすごい手がかかる場合とか、結局一人じゃ見きれなくて通常の入ってる先生がまたもう一人についちゃって、今の状態ではその90人の児童に対して少ない人数なのにちょっと不安かなっていうか。

・会長

はい。ありがとうございます。学童保育のところ何か、追加でご説明ございますか。

・事務局

学童保育の職員配置につきましては、国の基準の40対2、20対1という基準を満たした形で配置をしているところでございます。また、障害児が入所等した場合につきましては、基準によって加配して職員を配置しているというような状況でございます。

また近年は特別な配慮が必要なお子様というのも増えてきている状況ではございますけれども、基準を満たしながら、職員の配置をいたしまして、安全安心な育成ができるように努めているところでございます。以上でございます。

・会長

では、お願いします。

・事務局

一点目のお父さんの産後のお話でございます。何度か今日の説明の中に出てきた産後ケア事業が3種類、正確に言うと4種類あるんですね。一つにはお母さんとお子さんが一緒に産院でお泊りをするショートステイという事業。それからお泊りはしないけれど昼間一緒にお子さんに行って、子どもとちょっと離れてお母さんだけ休むデイサービス型の事業。三つ目として助産師等がお宅を訪問して、いろんな悩み事を聞いたりというアウトリーチの形。それから、お母さん同士で集っていただいてママ友を作るという集団型というのがあります。そのうち三つ

目のアウトリーチの中で、助産師さんによく聞かれるリクエストとして、お父さんに方法について色々教えてあげてほしいというリクエストがあって、助産師がお父さんがいるときに来てもらうように予約をして、来てもらったときに沐浴の仕方とかオムツの替え方とかお父さんに教えてほしいというお母さんもいらっしゃいます。こういった事業を活用することも一つできるのかなとは思ったので補足でご説明させていただきます。

・会長

はい。ありがとうございます。一点目の学童のところにしましては国基準というところがありますので必要に応じて加配という話もありましたが、いずれにしても、児童の安全ということを第一優先にしてもらうということですし、それから昨今暑い日が、委員からもありました通り、熱中症の問題とかありますので、この辺り丁寧なご指導と体制の維持というものが重要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。どうもありがとうございます。

改めて〇〇委員、最後いかがでしょうか？

・委員

ありがとうございます。いくつかお話をできたらいいなと思ってしまして、一つは学童クラブの定員と指導者の数のことなんですけれども、たぶん90名に対しての4名っていうのは、先ほど言われたように、国基準で決められたっていうことなのでマックス90人来るっていうことっていうのはほぼないと考えているっていうところが、見え隠れするところですね。

夏休みですと、大体来ても半分から6割程度が通常の生徒さんの数だと思います。暑いところで学童の先生は非常に心を砕いて頑張っているんじゃないかなと思います。

それからあと、特別な支援を要する児童の受け入れというところで、先ほど加配の話があったんですが、加配という制度で、加配がついているから安心なのと思われる場合があるんですが、実はそうではなくて、加配というのはあくまでお金に当たるんですけども。学童クラブのコアの時間っていうのは学校が終わってから夕方保護者の方が迎えに来るまでということになります。その部分の人件費というものしか支給がされていないというのが加配の実情でございます。その時間だけ働く人って本当にいますかってなると、そういう方ってなかなか見つからないっていうのが事実で。実際には持ち出しで一人人件費を出してそういう特別な支援が必要なお子さんが来て、そこから初めて支援に入るというようなことっていうのはよくあることでありまして、この問題っていうのは、なかなか一筋縄では解決できないと思っています。私が解決する手立てを持っているかという、そうではないんですけども。皆さんに一応こういうことがありますということをお知らせできればいいかなと思っています。

あと、先ほどお父さんが子育てについて勉強する何かチャンスがあればというふうなお話があったんですが、私のいる施設ですと、パパヨガみたいなのをやってまして、小さいお子さんと一緒に来てヨガをやるんですね。それと対になってママヨガっていうのもあるんですけども。パパヨガっていうとパパがその気になってふらっとやってくるんですけど、実はその間お子さんを預けて、お母さんは楽をするっていうような手立てができるということで、意外にそのプログラムを何か工夫していくとお父さんが子どもさんと一緒に過ごす時間が持てて、なおかつお母さんが少しその間お休みをすることができるといような考え方もあるかなと思

ますので、よかったら東久留米も参考にしてみたいかがでしょうか。ありがとうございます。

・会長

はい、貴重な意見ありがとうございます。私も今お話を聞いていて、お父さんがどうしたら参加できるかみたいなどころなんですけど。やっぱり情報、やっているよって言っても、行くか行かないかの問題って結構根深い問題があるじゃないですか。

例えば、そうは言ってもやっているお父さんたちがいるわけですね。今の時代Y o u T u b eとか、そういったものがあるじゃないですか。例えばですけど、頑張っているお父さんをY o u T u b eで頑張っている動画みたいのを、チャンネルを作っておけば、お母さんは、ここにこんなに頑張っているお父さんがいっぱいいるんだよって言えば、それもそれで情報の発信の一つかなと思うんですよね。

そういう、一緒に頑張っているお父さんが同世代にいるということも、やはりどこかで不安が、自分だけが頑張らなくちゃいけないのかなとか、自分だけ頑張っているのかなとか、もっと言うと、なんでやらなきゃいけないんだよみたいな人に対して、こうやってくれることによって、お母さんの顔見てくださいみたいな。ぐっすり寝ているでしょ、とかね。例えばの話ですけど。こちらの方から情報提供するっていうのも、動画を使って、SNSの時代ですから。何かうまく活用できるといいかなというふうに思ったところでございます。

皆さんそれぞれの立場の中で非常に貴重なご意見ありがとうございます。こういった形で様々な皆さんからご意見いただきました。

これまでの量の見込みや確保方策について、前回そして今回も含めてこの素案を作るに当たりまして、いろんな角度から、様々なご示唆いただいてありがとうございます。事務局案として、こちらを素案として確定させていただければと思いますけども、よろしいでしょうか？

はい。先ほど申し上げましたけれども、いろんな目で見ると必要がある、それはなぜかという、前回いろんなご指摘があった誤植であるとか、今日、〇〇委員の方からお話がありましたように、ここはこうした方がいいんじゃないかとかですね。そういったこともあろうかと思っておりますので、お気づきの点がございましたら、大変お手数おかけしますが11月5日までに事務局の方にご連絡をいただき、その人自身のご意見もそうですけども、皆さんに全返信で展開させていただければというふうに思います。皆様どうもありがとうございました。

6. その他

・会長

それでは次に次第3その他として報告等、事務局よろしく願いいたします。報告などはございますでしょうか。ないですか。

はい、ありがとうございます。ないようですので、次に、次回の日程等を確認したいと思います。事務局よろしく願いいたします。

・事務局

次回の開催ですが、12月にパブリックコメントを実施した後、1月の中旬に開催をさせていただければと考えているところでございます。

その際の議題につきましては、今回の子ども・子育て支援事業計画のパブコメを受けた後の

答申案についてご議論いただければと思っているところでございます。

・会長

はい、ありがとうございます。今、答申案と答申という言葉が出ましたけれども委員会は市長の諮問機関でございますので、市長から諮問されたことに対して答申、答えますよっていうことでお出しするとこんな流れになるのでよろしくお願いたします。

特によろしければ次の日程等に関しては、会長副会長に一任していただき事務局と調整させていただきますのでよろしくお願いたします。

7. 閉会

・会長

それでは本日予定しておりました内容は全て終了となります。以上をもちまして閉会いたします。委員の皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。